

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

洲本市長 上崎 勝規

市町村名 (市町村コード)	洲本市 (28205)
地域名 (地域内農業集落名)	広石上 (広石上)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年10月17日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域においては、水稻を中心とし、玉ねぎと一部露地野菜による農業経営を営む農家が多い。地域内農地については、ほ場整備事業がほぼ完成しており、優良農地について放棄田の発生はない。

一方で経営体の主体は兼業農家がほとんどで、専業農家であっても小規模であり、規模拡大考えている農家数は少ない。このため、10年先を見据えた時、リタイヤする農家が増加する懸念がある。

後継者への円滑な経営継承を進めていくとともに、農作業受託を担う営農組織と機械オペレーターを育成しつつ、移住者を含めた新たな担い手確保が急務であると考えている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻とたまねぎを主に作付けしているが、水稻関係の機械が壊れた段階で水稻の作付けをしない農家が増えている。当地域における水稻作付面積の平均は0.5ha程度と非常に小さく、個々で機械を装備しても所得向上は見込めないことから、地域内で土地利用型農業のオペレーターを育成し、地域の水稲作業は地域でまとめる取り組みを進めていく。

たまねぎについても高齢化が進み、機械化が必要となっているため、集落で作業受委託できる体制を構築させていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	29.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	28.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

広石上地区

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域内農地については、原則、地域の担い手が優先的に借受け、効率的な農業経営ができるよう努める。 また、経営継承を受けた若い担い手や新規就農者が現れた時は、その者に対して農地を集積していくほか集落での営農組織化の推進を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域計画策定後は農地中間管理機構を使って農地の賃貸借を希望する農家から利用を進めていく。集落が窓口になり農地の利用者を積極 的に募集していく。また所有者の許可無く農地の賃借が行われないように、集落が窓口となり周知していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域内の農地については、ほぼ基盤整備が完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
当地域では兼業農家が多数を占めており、今後も地域の農地については地域 で守っていくことを基本とするが、円滑な経営継承ができるよう地域一体となって取組む。 また、機械の共同化を進め、集落営農組織の法人化の気運が高めていくよう取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
集落営農組織に若い担い手がもっと参画すれば、地域内のみならず、地域外の農作業についても受託していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ被害防止柵は設置済みだが、個々の電柵等の対策を進める。
- ②⑨引き続き地域内で耕畜連携の取り組みを行い、畜産農家から生産される堆肥を活用した減肥料を進める。
- ③スマート農業を導入する経営者を育成する。
- ⑦、⑧ため池、水路、給水パイプの維持修繕を図りながら、老朽化している施設を順次更新していく。